笹野政太郎　高橋啓二
従四位に叙する（各通）
新井秀造　立山勝美　米倉隆
正七位に叙する（各通）（以上一月六日）
（東京都台東区長）
吉住弘
従四位に叙する
正六位に叙する
下田信男
正七位に叙する（以上一月七日）
東崎恵美
正五位に叙する（一月九日）
田尾弘志
正六位に叙する（一月十日）
當山全得
○叙勲
旭日双光章を授ける（一月一日）
砂原喜三郎
旭日双光章を授ける
泉原光雄
旭日双光章を授ける
横田寧
旭日単光章を授ける（以上一月二日）
林正信
旭日双光章を授ける
山本國夫
旭日単光章を授ける（各通）（以上一月三日）
舟橋功一
旭日中綬章を授ける
秋月睦男
旭日双光章を授ける
田中一嘉
旭日単光章を授ける（以上一月四日）
（秋田県井川町長）
齋藤正寧
旭日中綬章を授ける（一月五日）
（東京都台東区長）
吉住弘
旭日中綬章を授ける（一月七日）
池本豐　石川滋喜
梶崎稔　加藤英彦
杉江雅博　吉田智夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
伊藤俊次　楳圖浩
木島直辰　柏原良平
神富夫　藏本松雄
（青森県警部）
鳥谷部守　眞田弘
野口光弘
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月一日）
秋田國男　浅野正昭
井筒仁美　稚井晃
岡政夫　加藤順一郎
白石嘉彦　副島雅司
立石俊雄　坪山友義
東野賢三　菱沼孝七
柳谷重利　四方田友彦
瑞宝双光章を授ける（各通）
大須賀岩夫　大谷亮太
栗山祥己　**釼**持昭二
美濃部武
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月二日）
軒原正夫
瑞宝小綬章を授ける
浅野暉男　飯沼昭
浦谷孝昭　小澤米男
武田勝海　豊原彰
本宮義則　吉田俊郎
瑞宝双光章を授ける（各通）
太田英雄　林勝彦
山口昌宏　横井秀
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月三日）
（横浜国立大学名誉教授）
瑞宝小綬章を授ける（各通）
有泉充雄　金刺寛
神原幸雄　小西徳哉
（丸亀市消防司令長）
種子田郁夫　田野武光
細谷俊雄　吉弘憲雄
瑞宝双光章を授ける（各通）
大田昭正　加藤正司
（福岡県警部）
佐伯公郎
西垣内宏
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月四日）
菊地進
菊池實
瑞宝小綬章を授ける（各通）
原道矩
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上一月五日）
岩崎文雄　伴野**總**次郎
堀池鐵男　長谷川清治
丸山誠
瑞宝双光章を授ける（各通）
新井秀造
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月六日）
立山勝美
田尾弘志
瑞宝双光章を授ける（一月九日）
當山全得
瑞宝双光章を授ける（一月十日）
有馬博志　小徳忠男
大上喜弘　藤森立男
佐藤哲郎　鎌田庄蔵
竹原康弘　杉本喜好
鳥居陽　谷本雅洋
谷津田尊明　古川安雄
鬼原邦雄　菊池精光
前田原生　後藤雅彦
猪坂昭三　柴田弘善
榊原寅介　渡邉健治
妙圓蘭利治　藤本義則
藤井清　加藤正司
横井秀　菊池精光
後藤雅彦　柴田弘善
渡邉健治

褒賞

紺綬褒章
公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十七年一月三十一日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。
溝口進　赤松裕子　矢部道晃
森正美　田中宏子　浅子武夫
石王茂信　野田竜介　江田暢享
江田嘉史　宮内倫子　江田尚智
紺綬褒章並びに賞杯
公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十七年一月三十一日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。
高瀬節子　梅村美智子
褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）
紺綬褒章飾版
公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十七年一月三十一日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。
藤本陽三　佐藤フジエ
平野比左志　長岡今朝吉
褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）
鶴田光雄　古賀常次郎
褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）
紺綬褒章飾版並びに賞杯
公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十七年一月三十一日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。
横尾忠則
褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける
褒状
公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十七年一月三十一日、褒状を授かった者は、次のとおりである。
浦安鐵鋼団地協同組合
野口観光株式会社
株式会社勝浦ホテル三日月
富士特殊金属株式会社
褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）
賞杯
公同の事務に勤勉したので、平成二十七年一月三十一日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。
故成瀬巖遺族　成瀬紀子
褒章条例第六条により銀杯一個を授ける

皇室事項

御弔電
天皇陛下は、ブルガリア国元大統領ジェーリュ・ジェーレフ逝去につき、二月四日同国大統領閣下へ御弔電を発せられた。

公告

諸事項

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第2項の規定により公告する。受還付人は、同条第3項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

さいたま地方検察庁検察官
平成20年検第7346～7350号住居侵入、窃盗被告事件（平成21年領第189号）　1. バール6本。2. マイナスドライバー6本。3. ペンライト1個と7本。4. 手提げカバン1個。5. 手袋6双と4袋。6. 現金700円。7. 古銭4個。8. 外国紙幣108枚。9. デジタルカメラ1個。10. 腕時計4本。11. 偽造パスポート1通。12. ショルダーバッグ3個。13. 工具1本。14. ニッパー3個。15. ガスバーナー2個。16. 霧吹き2個。17. 指輪5個。18. ネックレス17本と1個。19. 財布2個。20. ピアス2組。21. ボルトカッター1個。22. アクセサリー1組。23. 鞄1個。24. ガスライター用ボンベ1本。25. ガラスアドマイザー2個。26. 小型ボルトカッター1本。27. ダイヤモンドセレクター1台。28. 名刺入れ1個。29. ルーペ2個。30. 計量器1台。31. ピンセット1本。32. ドライバーセット1式
平成26年検第3833・3834号建造物侵入被告事件（平成26年領第1513号）　1. カメラ4式。2. 粘着テープ2塊。3. ビニール袋2枚。4. チラシ5枚。5. 納品書1通。6. 送り状1枚。7. 紙9枚。8. 段ボール箱2箱。9. 段ボール片1枚